

フリーランス・シンポジウム 2025

フリーランス法の施行状況をめぐる法政策上の課題と芸能・クリエイティブ分野の取組み
—経済法と労働法による対応—

2025 年 11 月 22 日（土）14:00～17:00 Webex ウェビナー
参加無料・事前申込制（本紙 3 頁参照）

フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が昨年 11 月に施行されてから 1 年が経ちます。この間、経済法の領域では、公正取引委員会が、昨年 12 月に「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）」を公表したほか、本年 6 月に株式会社光文社、株式会社小学館、島村楽器株式会社の各社に対しフリーランス法違反に基づく勧告を行うなど、芸能・クリエイティブ分野を中心としてフリーランス法の運用等を進めています。また、フリーランス（特定受託事業者）が当事者の取引も適用対象である改正下請法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律；「中小受託取引適正化法」「取適法」）が本年 5 月に公布され、来年元日の施行を控えています。

このようにフリーランスは事業者として経済法の適用があるところ、労働法の領域では、「特定フリーランス事業」がフリーランス法の施行と同時に労災保険特別加入制度の対象となりましたが、厚生労働省「労災保険制度の在り方に関する研究会」中間報告書案（本年 7 月 29 日）は労災保険の強制加入の対象者としてフリーランスを含めることについて賛否両論を併記しているほか、同省は本年 5 月に「労働基準法における『労働者』に関する研究会」を設置し、フリーランスを労働者として保護することとなる可能性を渗ませています。

今般のシンポジウムでは、フリーランスという『就業者（Worker）』をめぐる経済法と労働法の両領域における取組みが進展していることを踏まえ、公正取引委員会フリーランス室長をお迎えし、両領域の研究者、芸能・クリエイティブ分野の実務家らによる講演とパネルディスカッションを通じて、フリーランスを取り巻く法政策上の課題を明らかにするとともに、今後のあるべき方向性について理論と実務の両面から検討します。

* このシンポジウムは、昨年 6 月 29 日開催の国際シンポジウム「芸能・クリエイティブ分野における取引適正化と法の役割—フリーランス法・下請法・独占禁止法と執行、今後の課題—」（主催：青山学院大学法学部教授・岡田直己；青山学院大学、グレートササカワ・ブリテン財団、大和日英基金及び JSPS 科研費 24H00013 の助成）を第 1 回として、フリーランス法が施行された 11 月に『フリーランス・シンポジウム』として毎年開催することとしています。

14:00 開会・基調講演

岡田直己（青山学院大学法学部教授）



慶應義塾大学法学部法律学科、同大学院法学研究科修士課程・後期博士課程、青山学院大学大学院法務研究科助手、法学部准教授を経て現職。専門分野は経済法（独占禁止法など）。デジタルプラットフォーム、フリーランスや芸能従事者をめぐる労働市場の問題など論文多数。鎌田耕一＝岡田直己編著『Q&A フリーランス法の解説』（三省堂、2025）のほか、近刊として岡田直己＝石川哲平編著『Q&A 改正下請法の解説〔仮題〕』（三省堂、2026）がある。

公取委職員研修講師（2019～2024 年度）、公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」（フリーランス法第 2 章検討会）委員、NIKKEI Digital Governance 寄稿者、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会調停委員。ヴィジュアル系ロックバンド「FEST VAINQUEUR」の専属契約をめぐる損害賠償請求事件控訴審（知財高判令和 4 年 12 月 26 日）芸能実演家側法律意見書、公取委に対し独禁法等の執行を求める芸能実演家側法律意見書の提出など実務連携も多い。

14:20 講演「フリーランス法の施行状況—指導・勧告の事例を中心に—」

小林慎弥（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長）



2005 年入局。審査局管理企画課企画室長補佐（総括担当）、取引部企業取引課下請取引調査室長補佐（総括担当）、官房人事課長補佐（総括担当）、在中華人民共和国日本国大使館参事官等を経て、2025 年 7 月 8 日から現職。

論文に「中国における競争政策の最近の動向等」公正取引 883 号（2024）、「『流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針』の改正について」NBL1102 号（2017）等。

14:40 講演「芸能・クリエイティブ分野の課題—マネジメント契約の本質を踏まえて—」

佐藤大和（レイ法律事務所代表弁護士（東京弁護士会所属））



2011 年弁護士登録。芸能人、アーティスト、アイドル、YouTuber、クリエイターらの人権、権利問題に注力し、「パブリシティ権（芸名等）」「競業避止義務」「肖像権」等に関する重要判決も多く獲得。文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員等の他、テレビ・ラジオのコメンテーター、ドラマ・漫画等の法律監修にも携わる。自由民主党経済構造改革委員会「エンターテインメント業界のグローバル化と取引慣行の是正」に関する有識者講師等を務め、論文に「芸能人の労働者性」日本労働研究雑誌 2021【特別号】、「実務家から見る「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」」公正取引 894 号（2025）等。また「芸能活動と法」ジュリスト 1594 号（2024）、「芸能人と人権 ジャニーズ問題のゆくえ」世界 2023 年 11 月号の各座談会にも参加等。

15:00 講演「諸施策の施行後に残る、芸能従事者の法的課題の論点」

森崎めぐみ（俳優・一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事）



映画「人間交差点」で主演デビュー後、黒沢清、是枝裕和などの監督作品に出演。TV「暴れん坊将軍」「相棒」など多数、舞台「必殺！」（京都南座）ヒロイン役主演。代表作に国際ゆうばり映画祭ファンタランド大賞受賞作「CHARON」カロン役主演、ディズニー映画『ファインディング・ニモ』日本語吹き替え版など。著書に『芸能界を変える』（岩波書店、2024）、「『音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書』を読んで」公正取引 894 号（2025）ほか。2021 年全国芸能従事者労災保険センターを設立。文化庁文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議委員。

15:30 講演「フリーランス問題の法政策上の課題—経済法の観点から—」

長谷河亜希子（弘前大学人文社会科学部教授）



専門分野は経済法。大学院生の頃から、フランチャイズ問題について研究をし続けている。その中で、フランチャイズ加盟者の中には事業者ではなく労働者に該当する人がいるという問題や、フランチャイズ加盟者らによる団体交渉の問題にも接していたこと、祖父・父と江戸友禅の職人（糊置き）だったことなどから、フリーランス問題にも自然と関心を抱くようになり、約 10 年前からは労働法と経済法が交錯する分野の諸問題についても研究を行っている。

15:50 講演「フリーランスと労働者性」

橋本陽子（学習院大学法学部教授）



1994 年東京大学法学部卒業。同法学政治学研究科修士課程、同法学部助手を経て、2000 年～2006 年学習院大学法学部助教授、2006 年～同教授（現在に至る）。2002 年～2004 年、ゲッティンゲン大学、2017 年～2018 年、ビーレフェルト大学で在外研究（いずれもドイツ）。労働法の適用対象者である「労働者」の定義が主な研究テーマであり、著書として、『労働者の基本概念—労働者性の判断要素と判断方法—』（弘文堂、2021）、『デジタルプラットフォームと労働法—労働者概念の生成と展開—』（石田信平、竹内（奥野）寿、水町勇一郎氏との共著）（東京大学出版会、2022）、『労働法はフリーランスを守るか—今後の雇用社会を考える—』（ちくま新書、2024）、同書の韓国語版として、권오성・박수경 역(하시모토 요코 著)、『노동법은 프리랜서를 보호할 수 있을까?-앞으로의 고용사회를 생각하다』, 정독, 2024）がある。

16:10 パネルディスカッション

*主催者が司会を務め、講演者による議論のほか、時間が許す限り、参加者から事前に頂いた質問に回答いたします。

17:00 閉会

参 加 申 込

11月15日（土）17時までに申込手続きを行ってください。

<https://forms.gle/1TRRichnUS9WmdkU6>

- 申込手続きの際、主催者・登壇者へのご質問を記入して頂くことができます。シンポジウムの開催中にご質問を承ることはできません。予めご了承ください。

シンポジウム当日について（Webex ウェビナーの利用方法）

11月20日（木）、参加申込時にご記入頂いたメールアドレスへ、Webex ウェビナーの接続情報をお知らせいたします。

Webex のご利用経験がない方は、Webex ウェビナーへアクセスする前に、アプリケーションをダウンロードしインストールしてください。 <https://www.webex.com/ja/downloads.html>



主催：法学部教授 岡田直己

n_okada@als.aoyama.ac.jp

- * このシンポジウムは、青山学院大学法学部附置判例研究所の2025年度研究プロジェクト「競争避止義務等の制限的労働契約条項と競争法の関係―労働市場の競争規律と商品・役務市場に及ぼす影響について―」（代表者：岡田直己）の助成を受けています。